

下野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）に</u>よることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の66第1号イ(3)</u>に規定する主任介護支援専門員_____をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人</p> <p>(追加)</p> |

員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|----------------------|---|
| おおむね1,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人専らその職務に従事する常勤の職員とする。） |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

(運営)

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|----------------------|---|
| おおむね1,000人未満 | <u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | <u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから2人（うち1人専らその職務に従事する常勤の職員とする。） |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |

(運営)

第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。